

令和 8 年度 ライフデザイン講座事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 ライフデザイン講座事業業務

2 業務の目的

本県の少子化の主な要因となっている晩婚化・晩産化の進行を抑制するためには、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けるよう、その重要性を学ぶとともに、自らのライフデザインを考えることが必要である。そのため、高校生等の若い世代に対し、その前提となる知識を学び、将来のライフデザインを考える機会を提供することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

受託者は、高校生を対象に、結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識やライフデザインの重要性を学ぶ機会を提供できるよう、出前形式の講座に係る次の業務を、県と協議の上、実施すること。

(1) 業務スケジュール作成

- ・出前講座の実施校が決定したら、速やかに県に業務スケジュールを提出すること。

(2) 出前講座の実施

- ・次のア・イのコンテンツを一連の流れとして出前講座を実施する。

ア 結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフデザインの重要性、県内の出産・子育てに関するサポート体制について学ぶ講座

イ 生涯にわたる人生設計を考えることができるグループワークの実施

- ・県内の高校生を対象に、各実施校の希望を踏まえた上で、教室や講義室、体育館等で、授業の一環として実施すること。

- ・実施校の選定については、県と協力して、実施を希望する高校の事情を勘案し、選定すること。

- ・1回 45 分～100 分で 40 人程度の人数を対象にした講座を想定し、合計で 800 名程度の参加者を対象に実施する。ただし、各校のカリキュラムに合わせて 1 回の実施時間や人数について、受託者において調整を行うこと。

- ・講座には、講師として国家資格キャリアコンサルタント保持者及び補助として子育て支援業務に携わっているスタッフが同行し、ワークショップ等の支援を行うこと。

- ・講座内容は、各高校と事前に打ち合わせをし、高校生の意識、伝えてほしい事項、また、すでに家庭科の授業で実施している内容と重ならないように配慮すること。

- ・講座では、子育て当事者の声を紹介すること。

- ・出前講座で使用する説明資料やライフデザインを具体的に考えることのできるグループワークの資料を作成し、参加者全員分の資料を用意すること。
- ・講座終了後には受講者に対し、ライフデザインに対する意識や受講後の意識変化等についてアンケートを実施すること。

(3) 出前講座実施にあたっての留意事項

- ・事業の実施にあたっては、特定の価値観の押し付けや妊娠・出産をしなければならないというプレッシャーとならず、かつ、結婚や出産をする・しない、子どもを持つ・持たないにかかわらず、多様な生き方を前提としたプログラムにするよう配慮すること。
- ・事業の目的に沿った講座の企画設計を行い、関係者等との連絡調整、準備期間を含めた進行・運営管理、その他必要な業務を行うこと。
- ・必要な場合は、当日の会場・設備等の設営、撤去・清掃・ゴミ処理等を行うこと。
- ・講師等の謝金・旅費、その他必要となる費用の支払いを行うこと。なお、講師謝金の上限は、講座1回当たり原則1人10万円以下とすること。
- ・受託者が委託期間中に行う業務については、事前に、県へ概要が分かる資料を添えて、隨時連絡を行うこととし、講座実施に関する制作物については、事前に県に協議の上、作成すること。

5 実績報告・成果物の提出

上記の業務が全て終了した後、速やかに以下のもの（紙媒体1部、電子記録媒体1部）を県に提出し、検査を受けること。

- ① 事業報告書（以下の内容についてまとめたもの）
 - ・全体の事業概要
 - ・事業の成果物（アンケート集計結果、配布資料等）
- ② 記録写真データ
 - ・写真撮影に関しては、県民のプライバシーに配慮すること。なお、個人が特定できるような場合は、対象者の了承を得て撮影すること。
- ③ 「子育て県かがわ」情報発信サイト Colorful（<https://kagawa-colorful.com/>）において、講座実施結果を掲載するための記事
(①により代替することとしても差し支えない)

6 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、事前に県と十分に連絡を図り、円滑に運営すること。
- (2) 本事業実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、

当該成果物等を県に引き渡すものとする。

県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

- (4) ほかの映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- (5) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、他の目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。併せて、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本事業の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (7) 本事業の実施にかかる一切の費用は委託料に含むものとし、その準備、実施、事後処理については受託者が行うこと。
- (8) 委託料の支払いは、原則完了払とする。